

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の医療法人の法人税率の特例	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義)、 (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	
3	内容	《制度の概要》 財団又は持分の定めのない社団たる医療法人のうち、その事業が公益の増進に著しく寄与する等の要件を満たすものとして承認を受けたもの(社会医療法人を除く。)の法人税率は19%(連結:20%)とする。	
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の2、第68条の100 地方税法第72条の5第1項第2号	
4	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成26年度～平成29年度	
6	創設年度及び改正経緯	昭和39年	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る。 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第67条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により特定医療法人の経営基盤の支援を図ることができ、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。</p>																													
9	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">230</td> <td style="text-align: center;">233</td> <td style="text-align: center;">216</td> <td style="text-align: center;">222</td> </tr> </tbody> </table>	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	230	233	216	222																					
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																											
		230	233	216	222																											
② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">44,531</td> <td style="text-align: center;">43,440</td> <td style="text-align: center;">39,155</td> <td style="text-align: center;">39,963</td> </tr> </tbody> </table>	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	44,531	43,440	39,155	39,963																							
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																													
44,531	43,440	39,155	39,963																													
③ 減収額	<p>・法人税</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">▲2,895</td> <td style="text-align: center;">▲2,129</td> <td style="text-align: center;">▲1,723</td> <td style="text-align: center;">▲1,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額＝上記②適用額×(基準税率－優遇税率)</p> <p>・法人住民税</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">▲373</td> <td style="text-align: center;">▲275</td> <td style="text-align: center;">▲222</td> <td style="text-align: center;">▲227</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額＝法人税減収額×地方税率(12.9%)</p> <p>(参考)法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税率</td> <td style="text-align: center;">25.5%</td> <td style="text-align: center;">23.9%</td> <td style="text-align: center;">23.4%</td> <td style="text-align: center;">23.4%</td> </tr> <tr> <td>優遇税率</td> <td style="text-align: center;">19.0%</td> <td style="text-align: center;">19.0%</td> <td style="text-align: center;">19.0%</td> <td style="text-align: center;">19.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方税率 平成 26 年度～平成 29 年度 12.9%</p>	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	▲2,895	▲2,129	▲1,723	▲1,758	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	▲373	▲275	▲222	▲227		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																													
▲2,895	▲2,129	▲1,723	▲1,758																													
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																													
▲373	▲275	▲222	▲227																													
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																												
基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%																												
優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%																												

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>軽減税率を適用することにより税負担が軽減され、社会保険診療割合の収入要件等(※)がある特定医療法人の財政基盤の支援に資するものである。</p> <p>※ 特定医療法人の承認基準として、以下のような要件が含まれている。</p> <p>(1) 社会保険診療等に係る収入金額(公的な健康診査、予防接種、助産、介護保険法の規定に係る収入を含む)の合計額が全収入の8割を超えること。</p> <p>(2) 自費患者に対し請求する金額は、社が会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>(3) 医療診療収入は、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>特定医療法人は公的な運営をすることなどを要件に承認され、その医療施設についても基準が設けられていることから、地域住民に良質かつ適切な医療の安定的な提供のためには本税制措置が有効である。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>社会保険診療割合の収入要件等がある特定医療法人の経営の安定を図ることにより、地域住民に対して継続的、安定的に適切な医療を提供することに資するものである。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定医療法人は公的な運営をすることなどを要件に承認されており、公益性に応じた税負担の観点から妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
11	有識者の見解		<p>—</p>
12	評価結果の反映の方向性		<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成 26 年 8 月</p>